

■狹江市子どもの権利条例(案)に対するパブリックコメント及び回答について

40	<p>泊江市にも子どもの権利条例が制定される。なんて嬉しい事でしょう。</p> <p>子どもは大人と等しく人間的な価値を持っている。「まるがままである権利」「社会を構成し、担っていく主体である」なんて清々しい響きでしょ?</p> <p>自分の子育ての場に、国連で子どもの権利条約が採択され、日本の批准は発効から4年後。息子等の実際の小中高校生活は楽しい事もありましたが、何と理不尽な事の多い事かと、買いました本の中の条約条文内容に比較して、のひきの大きさに嬉しい想いをします。</p> <p>泊江の子どもの権利を考える会の皆さんご努力に敬意を表します。</p> <p>①泊江の子ども達の一言を最も強く申し上げ!「やななこを言えて誰も嫌い!」他の子と比べないで、私を見て尊重して欲しい!等など、条文に組み入れていることが読み取れて嬉しいです。</p> <p>②子ども達は、暮らししている泊江を晴らし思えるようになりたいし、大切にしたい。大人が幸せな背中を見せていくことが子どもも安心気持ちを持てるとも。③泊江の子ども達の権利を守る、振り所となる事でしょう。</p> <p>ただ、第18条以降の「相談体制」「効果検証」については、いささか不足気味感があります。</p> <p>子どもの権利侵害について、相談・救済をおこなう「子どもの権利擁護委員制度・オンラインハーン制度」の開設が必要に思われます。ただ単に窓口相談だけでは、解決に結びつかないのが常に思われます。命に直結する不幸なニュースが後をたまさん。個人的な問題と想われるがちな事が、他の多くの子どもの最善の利益にも繋がりうることを、見失してはいけないと思うのです。</p> <p>①行政から独立した立場で、監視する</p> <p>②子どもの代わりとして、必要な制度などを提案する</p> <p>③申し立てる権利として、必要な救済(個別救済)を提供する</p> <p>④子どもの権利に関する広報や伝伝、教育</p> <p>等の機能をもつる公的第三者機関です。</p> <p>今回の条例が制定されたら、すぐに、上記の制度化へ取り組まれる事を希望します。</p> <p>川崎市では市民とともに第一の啓蒙の為に、子ども権利月間を決めて、印刷物等配布していますが、効果がどうかは分かりません。市民への人権への啓蒙浸透活動には、日ごろからの地道なコミュニティ活動からかも知れませんね。子どもは泊江市の大切な宝です。</p> <p>条例も大事に育てていきましょう。</p>	<p>泊江市子ども・若者・子育て会議において議論を重ね、また、子どもや市民の方からのご意見を聞くため様々な取組を実施してまいりました。相談体制の整備を含めた条例の推進に当たっての具体的な取組等については、いたいたご意見を踏まえ検討してまいります。</p>		
39				
38				
37				
36				
35				

34	仕事で高校中退や不登校経験のある若者と関わっておりますが、18才を超えると児童相談所を含めた支援機関の対象から外れて、「制度の隙間」が生まれている現状もあります。本条例は「子ども(18歳未満)」の権利について定めていますが、例えは18、19、20の者の中には、定期制や通信制高校に在籍して学んでいる方、学校を中退して所属のない方、家庭背景から中卒で働きはじめまるものの困難に出会い方などもいます。そうした「子どもから大人への移行期」についても適切な支援が継続されてほしい強く感じています。譬如近隣自治体の武蔵野市では、子どもの権利条例に以下のような項目が含まれています。	第2条「定義」において、子どもは、「原則として市内に在住・在学・在勤、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者をいいます。ただし、これらの者と同様の権利を認めることが適当であると認められる者を含めるものとします。」と規定しています。この規定の背景としては、成人年齢が18歳であるとかから、条例によって市内に在住・在学・在勤する者は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者と見なされています。また、若江市では、児童の権利を保護するため、児童が通うる学校に通っている人、市内の施設等を利用する人、市内にある事業所で働いている人、事業活動をしている人などを対象としていますが、必ずしも一律に年齢で区分することはありませうので、この他にこれらの人と同様の権利を認めることが適当であると認められる場合は、18歳以上の人にいつでも含むことを想定しております。ご意見いただきました子どもから大人への移行期についても状況を踏まえ本条例の対象とできるよう規定しているものです。	x
33	ありません	ご意見ありがとうございます。	x
32	<p>・最初はとても心配な状況でした。が、全体的に条例などが随分推敲されたと思います。子どもたちの声を聞き、大人の意見にも耳を貸し、一丸となって時間をかけ、しっかり議論しながらお互いの理解を深めながら進めた成果だと思います。委員の方たち、行政職員、条例制定に力を貸して協力してくださったみなさまに市長としてお礼申し上げます。</p> <p>何点か気になった点を以下に意見させていただきます。</p> <p>・前文(市・大人からのメッセージ)</p> <p>「いかなる富をもってしても子どもに勝る者はいません」の表現が前後と比べて異質に聞こえます。表現の再考を求めます。⇒「子どもは若江の宝であり、共生社会をつくるパートナーとして未来への希望です」にか。</p> <p>・第4章 基本となる施策</p> <p>・虐待の防止)第13条</p> <p>3項 「安心して相談し、および救済を求めることができる体制を整備します」</p> <p>個々に具体的なインセンティブの導入をすると、または子どもがやさしく相談しやすい相談窓口の整備をするなど書き込むべき。 具体的がなければ若江市の人権条例のように理念条例に終わらせてはいけません。理念条例に終わらせない覚悟を記すべきです。</p> <p>・(いじめの防止)第14条</p> <p>3項 「どのような行為を行なう子どもに対して、適切な措置を行ないます」の部分の いじめを行なうのは子どもに限だと思いません。大人や教員が加害者になる場合もあります。 対象の再考と、そのあとにつづいて「適切な支援を行ないます」を「適切な支援や対処を行ないます」。</p> <p>・子どもが安心・安全に育ち生活できる環境づくり)第15条第2項</p> <p>努力義務もなく、整備を進めます」と言い切ってほしいです。</p> <p>(相談体制)第18条項</p> <p>「安心して常に相談できる窓口体制を整備します」をさらにどうい相談場所ができるのか想像できるように。「オンブズバーソンの導入」など具体的に表現するべきです。</p> <p>(推進体制・効果検証)第3条</p> <p>推進・検証は全序的にカバーできるようにすべきです。 以上</p>	<p>条例の制定に当たっては、若江市子ども・若者・子育て会議において議論を重ねてまいりました。前文市・大人からのメッセージに引き続き、若江市子ども・若者・子育て会議において議論の上、条例検討ワークショップにおいていたいだいたい意見を踏まえて作成しております。今後、逐条解説等において分かりやすい表現に努めてまいります。</p> <p>第13条「虐待の防止」、第10条「相談体制」、第21条「推進体制・効果検証」について、その具体的な手法については、いただいたいご意見を踏まえて後検討してまいります。</p> <p>第14条「いじめの防止」について、大人や教員が加害者になる場合)についてのご意見については、「いじめ」とは、当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の個人的関係にある他の児童・生徒が行なう精神的又は物理的な影響を与える行為を指すものであり、大人の場合は「いじめ」の防止の停止について、虐待は誰であっても、どのような理由があつてもしてはいけないと規定しております。</p> <p>第15条「子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり」について、いただいたいご意見を踏まえ、表現を修正させていただきます。</p>	<p>(第15条第2項)</p> <p>【修正前】 市は、子どもが健康を保持し、増進していくとともに、のままで豊かに育つための 安全で良好な環境を整備します。</p> <p>○</p> <p>【修正後】 市は、子どもが健康を保持し、増進していくとともに、のままで豊かに育つための 安全で良好な環境を整備します。</p>
31	国に相応しい条例が多くていいと思いました	ご意見ありがとうございます。	x
30	<p>若江市子どもの権利条例(案)を拝見し、子どもからのメッセージに始まる条例案に感銘を受けました。子ども条例(案)の検討に始まり、子ども・若者・子育て会議のメンバーが子ども参加を実現するために多くの時間と努力をかけ、若江市と難題を重ねて作られたことに感謝します。</p> <p>第3章「子ども権利を保障するための地域づくり」今後の若江市にとって大切な指針になることを期待します。</p> <p>子ども権利を保障するための地域づくりに、児童・生徒の権利を影響する市立学校教育がこの条例によってどう変わるとか、関心があります。条例の中で「学校」は施設として位置づけられ、施設に従事している職員及び施設においてが長い時間働き、児童・生徒の権利を保障する立場をうつして、今回若江市子どもの権利条例が作られるにこどもたちが権利の主体者であること、その他子どもの権利について子どもたち自身が学ぶことができる機会を提供する責任は第一義的にこれからどう考えられているのか教えてください。</p> <p>付則に書かれてる相談体制の整備については一刻も早く整備し、今困っている子どもたちに対応していただこうよお願いいたします。既存の施設では是正に向けて動くことが難しいと思うので、オンブズバーソンのようないつの権力が認められる人が必要かと思います。以上</p>	条例の制定に当たっては、若江市子ども・若者・子育て会議において議論を重ねてまいりました。本条例の制定に当たっては、あらかじめ、条例に規定している子どもが権利の主体であることや子どもたちが長い時間働き、児童・生徒の権利を影響する市立学校教育がこの条例によってどう変わるとか、関心があります。条例の中で「学校」は施設として位置づけられ、施設に従事している職員及び施設においてが長い時間働き、児童・生徒の権利を保障する立場をうつして、今回若江市子どもの権利条例が作られるにこどもたちが権利の主体者であること、その他子どもの権利について子どもたち自身が学ぶことができる機会を提供する責任は第一義的にこれからどう考えられているのか教えてください。 <p>付則に書かれてる相談体制の整備については一刻も早く整備し、今困っている子どもたちに対応していただこうよお願いいたします。既存の施設では是正に向けて動くことが難しいと思うので、オンブズバーソンのようないつの権力が認められる人が必要かと思います。以上</p>	x
29	このままでいいと思う	ご意見ありがとうございます。	x
28	学校でゲームok 理由は授業のモチベを上げるためにです	各学校では、児童・生徒が授業を楽しめるように様々な工夫をしています。ゲーム的な要素を取り入れるなど、児童・生徒が授業にめり込むような工夫を今後も検討してまいります。	x
27	ない	ご意見ありがとうございます。	x
26	ない	ご意見ありがとうございます。	x
25	若江市子どもの権利条例は良いと思います。 子供が子供らしいられる、ということは今後の未来に繋がっていくと思います。 他には、もう少しボールで遊べるよな公園を増やして欲しいです。 なぜなら、遊びに子供の成長に大きく繋がるからです。	条例の制定に当たっては、各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、道具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見が多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しておいて、いただいたいご意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことを努めています。	x
24	ボールをもっと公園でも使いたい	条例の制定に当たっては、各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、道具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見が多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しておいて、いただいたいご意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことを努めています。	x
23	ボールを使えるところを増やしたい	条例の制定に当たっては、各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、道具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見が多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しておいて、いただいたいご意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことを努めています。	x
22	室内で遊べる所を増やして欲しい	子どもの皆さんが安心して生活できるように、本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しております。全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことを努めています。	x
21	伸び伸び暮らしたい	ご意見ありがとうございます。	x

20	室内で遊べる場所をもっと作って欲しいです。	子どもの皆さんのが安心して生活できるように、本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しております。全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	
19	子供でも大人と同じように話し合いに参加できるというところが良かった	本条例でも規定しているとおり、子どもに関することを決める際には、子どもの意見も十分に考慮する必要があります。第7条「意見表明及び参加・参画する権利」、第17条「意見表明及び参加・参画の促進」において、意見表明について定めており、自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することや参加・参画できる環境や機会を提供してまいります。	×	
18	もっとボールで遊べる公園を増やしたい	条例の制定に当たっての各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、遊具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見も多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しており、いたいたいに意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	
17	賛成です。	ご意見ありがとうございます。	×	
16	賛成	ご意見ありがとうございます。	×	
15	もっとボール遊びができる場所を作ってほしい	条例の制定に当たっての各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、遊具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見も多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しており、いたいたいに意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	
14	ありのままいられる権利が良いと思いました。	ご意見ありがとうございます。このありのままいられる権利は、条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアクリーチビアリング、条例検討ワークショップにおいても子どもからの意見が特に多かったものです。この条文については、「自分らしいいられる権利」という表現もありましたが、条例検討ワークショップにおける子どもの声を踏まえて、「ありのままいられる権利」という表現としています。	×	
13	ありのままいられる権利が良いと思います	ご意見ありがとうございます。このありのままいられる権利は、条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアクリーチビアリング、条例検討ワークショップにおいても子どもからの意見が特に多かったものです。この条文については、「自分らしいいられる権利」という表現もありましたが、条例検討ワークショップにおける子どもの声を踏まえて、「ありのままいられる権利」という表現としています。	×	
12	子供の意見を尊重してほしい	本条例でも規定しているとおり、子どもに関することを決める際には、子どもの意見も十分に考慮する必要があります。第7条「意見表明及び参加・参画する権利」、第17条「意見表明及び参加・参画の促進」において、意見表明について定めており、自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することや参加・参画できる環境や機会を提供してまいります。	×	
11	大人だけの発言だけルールが決まるのに子供の意見は取り入れられないなら子供の納得できるルールではないと思う 子供の意見ちゃんと聞いてほしい	本条例でも規定しているとおり、子どもに関することを決める際には、子どもの意見も十分に考慮する必要があります。第7条「意見表明及び参加・参画する権利」、第17条「意見表明及び参加・参画の促進」において、意見表明について定めており、自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することや参加・参画できる環境や機会を提供してまいります。	×	
10	もっとボールを使える公園を増やしてほしい	条例の制定に当たっての各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、遊具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見も多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しており、いたいたいに意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	
9	大人だけの意見で決まりを決めずに、子供の意見も取り入れる	本条例でも規定しているとおり、子どもに関することを決める際には、子どもの意見も十分に考慮する必要があります。第7条「意見表明及び参加・参画する権利」、第17条「意見表明及び参加・参画の促進」において、意見表明について定めており、自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することや参加・参画できる環境や機会を提供してまいります。	×	
8	こどもの権利についてうらの親は守っていないもっと厳しくするのがいいと思いました	子どもの権利を保障していくためには、全ての人が条例の主旨を理解し実践していくことが必要であることから、今後、様々な機会を捉えて条例の普及啓発に努めてまいります。	×	
7	ない	ご意見ありがとうございます。	×	
6	もっとボールを使える公園を増やしたい	条例の制定に当たっての各種取組からも、ボール遊びができる場所、公園のルール、遊具等に関する意見、自由に利用出来る勉強場所等に関する意見も多く寄せられました。本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しており、いたいたいに意見も踏まえ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	
5	特にないです	ご意見ありがとうございます。	×	
4	子供達が安心して生活できる場所をつくる →児童館を増やす。大人が見回りする。	子どもの皆さんのが安心して生活できるように、本条例においても子どもの居場所づくりについて規定しております。全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めてまいります。	×	

